

身体障害者等の利用に供する		自動車税（環境性能割・種別割） 軽自動車税 環境性能割		減免申請書		
年 月 日 財務事務所長 様	申請者	住所 (所在地)	〒			
		氏名 (名称)				
		電話				
静岡県税賦課徴収規則第17条の規定により次のとおり減免を申請します。						
年度	年度	種別割額	円	構造変更 等の日	年 月 日	
取得の日	年 月 日	環境性能割額	円			
減 免 を 自 受 動 け 車 よ う 状 と 況	登録番号			初度登録年		
	車名			種別		
	車体の形状			型式		
	区分	自家用・営業用		乗車定員		
	所有者	住所(所在地)				
		氏名(名称)				
	使用者	住所(所在地)				
	氏名(名称)					
定置場						
(当該車両を利用する施設名等 : 電話)						
利用状況（計画）	1 身体障害者等の利用の用に供している。 具体的な利用状況： <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 80%; margin: 5px auto;"></div>					
2 身体障害者等の利用の用に供していない。						
その他の申告事項	(※リース車等で所有者と使用者が異なる場合や施設等で利用し所有者名と名称が異なる場合は、その関係を詳細に記入してください。)					

1 記載上の注意

- (1) 「申請者」欄は、減免を受けようとする人の住所（所在地）、氏名（名称）等を記入してください。
- (2) 「減免を受けようとする自動車の状況」欄は、減免を受けようとする自動車の「自動車検査証」に記載されている内容を記入してください。
- (3) 「利用状況」欄は、「1」又は「2」の該当する項目に○を付けてください。「1」である場合は、利用状況を詳細に記入してください。
- (4) 「その他の申告事項」欄は、所有者が法人であり利用する施設名が当申請書だけではわからない場合等にその詳細を記入してください。

2 当申請書の提出期限

- (1) 種別割
 - ① 証紙徴収による場合
県税賦課徴収条例第 56 条の申告書を提出する時
 - ② 普通徴収による場合
毎年度納期限前 7 日
- (2) 環境性能割
地方税法第 160 条第 1 項の申告書を提出する時

3 申請時の必要書類

当申請書の他に、下記の場合によりそれぞれ次の書類の提出が必要です。

- (1) 種別割の証紙徴収及び環境性能割
 - ・ 自動車の取得価額を証する書類
(自動車の売買契約書の写し又は特別仕様、構造変更に必要な金額の明細書)
 - ・ 構造変更を証する書類（8 ナンバーの減免対象車は省略して差し支えありません。）
(「車いす移動車」と同様の自動車にあっては改造部分の床面積が2分の1以上とわかるもの)
 - ・ 個人登録の場合は、身体障害者手帳等（所有者は手帳所持者でなくても可）又は個人事業を証する書類（身体障害者手帳等については写しも添付してください。）
 - ・ その他財務事務所が審査に必要と判断した書類
(減免申請書の提出があった後、財務事務所が申請者に対して指定します。)
- (2) 種別割の普通徴収
 - ・ その他財務事務所が審査に必要と判断した書類
(減免申請書の提出があった後、財務事務所が申請者に対して指定します。)

※運行記録簿は必要に応じて提出を求め場合がありますので、通常の運行にあたり記録を取るようしてください。